

資料－1

令和8年2月26日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

【議事1】

鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）

水 振 第 665 号
令和 8 年 2 月 26 日
(水産振興課扱い)

奄美大島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）

このことについて、鹿児島県資源管理方針を変更したいので、漁業法第 14 条第 4 項及び同条第 10 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

鹿児島県資源管理方針の変更について

1 概要

- (1) 知事管理漁獲可能量の柔軟な運用に向けて、記載の変更を行うもの。
- (2) 漁業法の改正に伴い県方針の変更が必要になったもの。

2 変更内容

- (1) 知事管理漁獲可能量の柔軟な運用

ア 県資源管理方針の現状の取扱について

- ・ 本県におけるくろまぐろの漁獲可能量の運用は、国からの追加配分や他都道府県等からの譲受、知事管理区分間の融通、不等量交換への対応については充実している（それぞれ海区委へは事後報告）。
- ・ 一方、他都道府県への譲渡については整理されていない。
- ・ 太平洋クロマグロについては、資源の回復に伴って令和 7 管理年度より小型魚 10%、大型魚 50%の増枠が行われ、本県の漁獲枠も増加した。そのため、他都道府県へ漁獲枠を譲渡する機会も生じると考えられるため、より柔軟な漁獲可能量の運用について整理したい。

イ 運用（案）

- ・ 他都道府県への譲渡については、太平洋クロマグロを漁獲する関係水産団体等の同意を取得後に速やかに実施する（県の判断のみで恣意的に実施しない）。
- ・ 上記対応を行った場合、関係海区委へは事後報告とする。

※ ただし、各管理年度設定時の諮問において、上記対応をする旨を諮問する。

ウ 同運用（案）による効果

- ・ 現状の変更までに要する手続きは次のとおり。
 - (ア) 他都道府県への譲渡について、鹿児島、熊毛及び奄美大島海区委員会に諮問。
 - (イ) 答申後、知事管理漁獲可能量の変更について公表、農林水産大臣へ報告。
→ 変更までに1ヶ月程度必要。
- ・ 運用（案）を導入した場合の手続きは次のとおり。
 - (ア) 知事管理漁獲量可能量を変更する旨について、太平洋クロマグロを採捕する関係水産団体等から同意を取得。
 - (イ) 同意取得後、知事管理漁獲可能量の変更について公表、農林水産大臣へ報告。
 - (ウ) 関係海区漁業調整委員会へ変更について報告。

エ 変更内容

- ・ くろまぐろ小型魚（別紙1－3）第3，くろまぐろ大型魚（別紙1－4）第3の記載を次のとおり変更する。
- また，県内知事管理区分間の融通や不等量交換，他都道府県への譲渡により知事管理漁獲可能量が変更される場合は，予め鹿児島，熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により，知事管理区分の配分量を変更するものとする。

(2) 漁業法の改正に伴う変更

ア 記述を変更する理由

- ・ くろまぐろ（大型魚）は，漁業法（昭和24年法律第267号。以下，「法」という。）第11条第2項第3号に基づく特定水産資源に指定されており，漁獲可能量（TAC）による管理が行われている。
- ・ 令和4年，漁獲量等の報告義務に違反したくろまぐろ（大型魚）が流通する事案が発生し，再発防止や管理強化を図ることが急務となった。このため，特定水産資源のうち，国際的な枠組み等を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものを「特別管理特定水産資源」として定め，個体の数及び船舶等の名称等の報告を義務付けるとともに，報告期限を陸揚げした日から3日以内にする等の法改正が行われ（令和6年6月26日公布），農林水産省令においてくろまぐろ（大型魚）は「特別管理特定水産資源」として指定された（令和7年5月30日公布）。
- ・ 上記改正に対応するため，県資源管理方針において変更を行うもの。

イ 変更内容

- ・ くろまぐろ（大型魚）（別紙1－4）第2の記載を次のとおり変更する。
- 当該知事管理区分における管理の手法は，漁獲量の総量の管理とし，漁獲量等の報告に係る期限は，陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない）とする。
- ・ くろまぐろ（大型魚）（別紙1－4）第5に次のとおり追記する。
- 法第26条第2項の規定に基づく特別管理特定水産資源について，くろまぐろ（大型魚）は法第26条第2項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。

3 今後の手続き

- ～2月下旬：各海区漁業調整委員会への諮問，農林水産大臣へ変更承認申請の提出
- 3月上旬：県公報及びホームページにて公表し，変更に係る手続き終了

改 正 後	改 正 前	備 考
<p style="text-align: center;">鹿児島県資源管理方針</p> <p>令和2年12月1日制定 令和3年3月26日改正 令和3年6月29日改正 令和5年10月6日改正 令和5年12月26日改正 令和6年7月9日改正 令和6年12月25日改正 令和7年4月4日改正 令和7年6月17日改正 令和7年6月25日改正</p> <p>第1の1～第8〔省略〕 (別紙1-1)～(別紙1-2)〔省略〕 (別紙1-3) 第1 特定水産資源 くろまぐろ(小型魚)(30キログラム未満のものに限る。以下この別紙において「小型魚」という。)</p> <p>第2〔省略〕</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね1割を本県の留保とする。残りのおおむね9割を平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとする。過去にいずれかの知事管理区分の対象とする漁業において漁獲可能量の超過等が生じたことにより、それ以外の知事管理区分の対象とする漁業に不利益が生じた場合は、後の管理年度において当該不利益が解消されるよう配分量を調整する。 管理年度中に、国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分する。 本県定置漁業又はその他の(小型魚)漁業において、上半期の漁獲可能期間が終了した時点でそれぞれの漁獲可能量に残余があることが明らかになった場合は、残余の数量を速やかに確定させ、上半期の漁獲可能量から当該残余量を差し引き、それぞれの下半期の漁獲可能量に当該残余量を加える。また、上半期にそれぞれの漁獲可能量を超える採捕があった場合は、下半期のそれぞれの漁獲可能量から当該超過量を減ずる。</p> <p>留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、必要とする知事管理区分に配分するものとする。 また、県内知事管理区分間の融通や不平等交換、他都道府県への譲渡により知事管理漁獲可能量が変更される場合は、予め鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に</p>	<p style="text-align: center;">鹿児島県資源管理方針</p> <p>令和2年12月1日制定 令和3年3月26日改正 令和3年6月29日改正 令和5年10月6日改正 令和5年12月26日改正 令和6年7月9日改正 令和6年12月25日改正 令和7年4月4日改正 令和7年6月17日改正 令和7年6月25日改正</p> <p>第1の1～第8〔省略〕 (別紙1-1)～(別紙1-2)〔省略〕 (別紙1-3) 第1 特定水産資源 くろまぐろ(小型魚)(30キログラム未満のものに限る。以下この別紙において「小型魚」という。)</p> <p>第2〔省略〕</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね1割を本県の留保とする。残りのおおむね9割を平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとする。過去にいずれかの知事管理区分の対象とする漁業において漁獲可能量の超過等が生じたことにより、それ以外の知事管理区分の対象とする漁業に不利益が生じた場合は、後の管理年度において当該不利益が解消されるよう配分量を調整する。 管理年度中に、国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分する。 本県定置漁業又はその他の(小型魚)漁業において、上半期の漁獲可能期間が終了した時点でそれぞれの漁獲可能量に残余があることが明らかになった場合は、残余の数量を速やかに確定させ、上半期の漁獲可能量から当該残余量を差し引き、それぞれの下半期の漁獲可能量に当該残余量を加える。また、上半期にそれぞれの漁獲可能量を超える採捕があった場合は、下半期のそれぞれの漁獲可能量から当該超過量を減ずる。</p> <p>留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、必要とする知事管理区分に配分するものとする。 また、県内知事管理区分間の融通や不平等交換、他都道府県への譲渡により知事管理漁獲可能量が変更される場合は、予め鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に</p>	<p style="text-align: center;">改正日の追加</p> <p style="text-align: right;">知事管理区分への配分基準に係る記載の追加</p>

改 正 後	改 正 前	備 考
<p>意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。</p> <p>以上の基準に従って漁獲可能性を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分における漁獲可能性に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に報告するものとする。</p> <p>第4～5〔省略〕</p> <p>(別紙1-4)</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ(大型魚)(30キログラム以上のもの)に限る。以下この別紙において「大型魚」という。)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 鹿児島県定置漁業 (1)〔省略〕 (2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)とする。</p> <p>2 鹿児島県その他のくろまぐろ(大型魚)漁業 (1)〔省略〕 (2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)とする。</p> <p>第3 漁獲可能性の知事管理区分 本県に配分された漁獲可能性のうち、おおむね1割を本県の留保とする。残りの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとする。過去にいずれかの知事管理区分の対象とする漁業において漁獲可能性の超過等が生じたことにより、それ以外の知事管理区分の対象とする漁業に不利益が生じた場合は、後年の管年度において当該不利益が解消されるよう配分量を調整する。</p> <p>後年の管年度中に、国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能性が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分する。</p>	<p>り、知事管理区分の配分量を変更するものとする。</p> <p>以上の基準に従って漁獲可能性を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分における漁獲可能性に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に報告するものとする。</p> <p>第4～5〔省略〕</p> <p>(別紙1-4)</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ(大型魚)(30キログラム以上のもの)に限る。以下この別紙において「大型魚」という。)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 鹿児島県定置漁業 (1)〔省略〕 (2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで ② 知事が法31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能性の追加配分等により当該知事管理漁獲可能性を超えるおそれがない。)と認めるときは、この限りではない。 陸揚げした日から3日以内</p> <p>2 鹿児島県その他のくろまぐろ(大型魚)漁業 (1)〔省略〕 (2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで ② 知事が法31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能性の追加配分等により当該知事管理漁獲可能性を超えるおそれがない。)と認めるときは、この限りではない。 陸揚げした日から3日以内</p> <p>第3 漁獲可能性の知事管理区分 本県に配分された漁獲可能性のうち、おおむね1割を本県の留保とする。残りの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとする。過去にいずれかの知事管理区分の対象とする漁業において漁獲可能性の超過等が生じたことにより、それ以外の知事管理区分の対象とする漁業に不利益が生じた場合は、後年の管年度において当該不利益が解消されるよう配分量を調整する。</p> <p>後年の管年度中に、国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能性が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分する。</p>	<p>漁獲量の管理の手法等に関する記述の変更</p> <p>漁獲量の管理の手法等に関する記述の変更</p>

<p>留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、必要とする知事管理区分に配分するものとする。</p> <p>また、県内知事管理区分間の<u>融通</u>や不平等量交換、<u>他都道府県への譲渡</u>により知事管理漁獲可能量が変更される場合は、予め鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。</p> <p>以上の基準に従って漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分における漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に報告するものとする。</p>	<p>留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、必要とする知事管理区分に配分するものとする。</p> <p>また、県内知事管理区分間や不平等量交換により知事管理漁獲可能量が変更される場合は、予め鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。</p> <p>以上の基準に従って漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分における漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に報告するものとする。</p>	<p>知事管理区分への配分基準に係る記載の追加</p>
<p>第4 [省略]</p> <p>第5 その他資源管理に関する重要事項</p> <p><u>1</u> 知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。</p> <p><u>2</u> <u>法第26条第2項の規定に基づき特別管理特定水産資源について、くろまぐろ（大型魚）は法26条第2項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。</u></p>	<p>第4 [省略]</p> <p>第5 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。</p> <p>[新設]</p>	<p>項目番号の追加</p> <p>その他資源管理に関する重要事項の追加</p>

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県まき網まいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
②の対象とする漁業が、まいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第1号に掲げる漁業をいう。）及び小型まき網漁業（鹿児島県漁業調整規則第4条第1項第4号に掲げる漁業をいう。）

- ③ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中(②)に規定する場合を除く。)
- ② 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ③ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
- 陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがないと認めるときは、この限りではない。）

2 鹿児島県その他のまいわし漁業

- (1) 知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域
②の対象とする漁業が、まいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域
 - ② 対象とする漁業
鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわし対馬暖流系群を採捕する漁業（鹿児島県まき網まいわし漁業を除く（以下「その他のまいわし漁業」という。））
 - ③ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を当該管理年度の前々年度までの3年間の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、鹿児島及び熊本海毛海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

おつて、農林水産大臣から国の留保枠の配分があった場合は、当該管理年度の当初に漁獲可能量を管理区分ごとに按分した比率で、追加配分された数量を配分することとする。この場合において漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分における漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島及び熊本海毛海区漁業調整委員会に報告するものとする。

また、県内知事管理区分間や他県等との融通により知事管理漁獲可能量が変更される場合は、予め鹿児島及び熊本海毛海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとし、変更後に開催される鹿児島及び熊本海毛海区漁業調整委員会に報告するものとする。

なお、漁獲可能量の算定の目安は10トンの位を四捨五入するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該知事管理区分が対象とする漁業に係る漁獲努力量の上限は、1,900隻とする。

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚) (30キログラム未満のものに限る。以下この別紙において「小型魚」という。)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県定置漁業(上半期)

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下この別紙において「許可省令」という。)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

定置漁業(法第60条第3項第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)および小型定置網漁業(鹿児島県漁業調整規則第4条第1項第13号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

4月1日から9月30日

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の9月30日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

2 鹿児島県定置漁業(下半期)

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業および小型定置網漁業

③ 漁獲可能期間

10月1日から3月31日

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の3月31日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

3 鹿児島県その他のくろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業(鹿児島県定置漁業を除く(以下「その他のくろまぐろ(小型魚)漁業」という。))

③ 漁獲可能期間

4月1日から9月30日

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の9月30日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

4 鹿児島県その他のくろまぐろ(小型魚)漁業(下半期)

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

その他のくろまぐろ(小型魚)漁業

③ 漁獲可能期間

10月1日から3月31日

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の3月31日まで

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県まき網まあじ漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第1号に掲げる漁業をいう。）および小型まき網漁業（鹿児島県漁業調整規則第4条第1項第4号に掲げる漁業をいう。）
- ③ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがないと認めるときは、この限りではない。）

2 鹿児島県その他のまあじ漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業（まき網漁業を除く（以下「その他のまあじ漁業」という。））
- ③ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を当該管理年度の前々年度までの3年間の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に配分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、鹿児島及び熊本海浜漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

おつて、農林水産大臣から回の留保枠の配分があった場合は、当該管理年度の当初に漁獲可能量を管理区分ごとに按分した比率で、追加配分された数量を配分することとする。この場合において漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分における漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島及び熊本海浜漁業調整委員会に報告するものとする。

また、県内知事管理区分間や他県等との融通により知事管理漁獲可能量が変更される場合は、予め鹿児島及び熊本海浜漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとし、変更後に開催される鹿児島及び熊本海浜漁業調整委員会に報告するものとする。

なお、漁獲可能量の算定にあたっては、鹿児島県まき網まあじ漁業への配分のうち100トン未満の端数は10トンの位を四捨五入するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

その他のまあじ漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、6,400隻とする。

第3 漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね1割を本県の留保とする。残りのおおむね9割を平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとする。過去にいずれかの知事管理区分の対象とする漁業において漁獲可能量の超過が生じたことにより、それ以外の知事管理区分の対象とする漁業に不利益が生じた場合は、後年の管理年度において当該不利益が解消されるよう配分量を調整する。管理年度中に、国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分する。

本県定置漁業又はその他のくろくろ (小型魚) 漁業において、上半期の漁獲可能期間が終了した時点でそれぞれの漁獲可能量に残余があることが明らかになった場合は、残余の数量を速やかに確定させ、上半期の漁獲可能量から当該残余量を差し引き、それぞれの下半期の漁獲可能量に当該残余量を加える。また、上半期にそれぞれの漁獲可能量を超える採捕があった場合は、下半期のそれぞれの漁獲可能量から当該超過量を減ずる。

留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

また、県内知事管理区分間での融通や不平等交換、他都道府県への譲渡により知事管理漁獲可能量に変更される場合は、予め鹿児島県、熊本及び奄美大島海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

以上の基準に従って漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分における漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島県、熊本及び奄美大島海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
0歳魚(2キログラム未満)の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないために必要な取組や関係する漁業者に対する指導を行う。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろくろ (大型魚) (30キログラム以上)のものに限る。以下この別紙において「大型魚」という。

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県定置漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和38年農林省令第5号。以下この別紙において「許可省令」という。)) 第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。

② 対象とする漁業

定置漁業 (法第60条第3項第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。) および小型定置網漁業 (鹿児島県漁業調整規則第4条第1項第13号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日から3日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和63年法律第91号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない) とする。

2 鹿児島県その他のくろくろ (大型魚) 漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろくろ (大型魚) を採捕する漁業 (鹿児島県定置漁業を除く (以下「その他のくろくろ (大型魚) 漁業」という。))

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日から3日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和63年法律第91号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない) とする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね1割を本県の留保とする。残りのおおむね9割を各知事管理区分に均等に配分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとする。過去にいずれかの知事管理区分の対象とする漁業において漁獲可能量の超過等が生じたことにより、それ以外の知事管理区分の対象とする漁業に不利益が生じた場合は、後年の管理年度において当該不利益が解消されるよう配分量を調整する。

管理年度中に、国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分する。

留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

また、県内知事管理区分間での融通や不平等交換、他都道府県への譲渡により知事管理漁獲可能量に変更される場合は、予め鹿兒島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

以上の基準に従って漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分における漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿兒島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 特になし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 法第26条第2項の規定に基づく特別管理特定水産資源について、くるまぐろ（大型魚）は法第26条第26項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。

(別紙1-5)

第1 特定水産資源 するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿兒島県するめいか漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
鹿兒島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業
- ③ 漁獲可能期間
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該知事管理区分が対象とする漁業に係る漁獲努力量の上限は、300隻とする。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

まさば及びごまさば対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県まさば及びごまさば漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
②の対象とする漁業が、まさば及びごまさば対馬暖流系群の採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
中型まさ網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第1号に掲げる漁業をいう。）及び小型まさ網漁業（鹿児島県漁業調整規則第4条第1項第4号に掲げる漁業をいう。）
- ③ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがないと認めるときは、この限りではない。）

2 鹿児島県その他のまさば及びごまさば漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
②の対象とする漁業が、まさば及びごまさば対馬暖流系群の採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさば対馬暖流系群を採捕する漁業（鹿児島県まさば及びごまさば漁業を除く（以下「その他のまさば及びごまさば漁業」という。））
- ③ 漁獲可能期間
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を当該管理年度の前々年度までの3年間の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、鹿児島及び熊本海毛漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

おつて、農林水産大臣から国の留保枠の配分があった場合は、当該管理年度の当初に漁獲可能量を管理区分ごとに按分した比率で、追加配分された数量を配分することとする。この場合において漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分における漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島及び熊本海毛漁業調整委員会に報告するものとする。

また、県内知事管理区分間や他県等との融通により知事管理漁獲可能量が変更される場合は、予め鹿児島及び熊本海毛漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとし、変更後に開催される鹿児島及び熊本海毛漁業調整委員会に報告するものとする。

なお、漁獲可能量の算定のあたっては、鹿児島県まさ網まさば及びごまさば漁業への配分のうち100トン未満の端数は10トンの位を四捨五入するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

その他のまさば及びごまさば漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、6,200隻とする。

(別紙 1-7)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群 (体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ。)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業
- ③ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす(かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。)を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。
鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和 2 年農林水産省告示第 1982 号)の本則の第 1 の 2 (5) に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1-8)

第 1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県うるめいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
②の対象とする漁業が、うるめいわしの採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわしを採捕する漁業
- ③ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。
また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和 2 年農林水産省告示第 1982 号)の本則の第 1 の 2 (5) に定めるステップアップ管理を行う。